

会 議 記 録

会 議 の 名 称	議会改革特別委員会
開 催 日 時	令和8年8月19日（水） 午前10時00分から午前11時41分
開 催 場 所	宮代町役場 議会室
出席委員の氏名	委員長 合川 泰治 副委員長 野原 洋子 委 員 丸山 妙子 福澤 和美 小島 あけみ 塚村 香織 田島 正徳 議 長 川野 武志
出席職員の名 職 ・ 氏 名	議会事務局長 押田 昭浩 主 幹 関根 雅治 主 任 金子 尚子
会議の公開・非公開	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
一部公開又は 非公開の理由	
傍聴の可否	☒ 可 ☐ 否
傍聴者の人数	1名
会議資料の名称	次第
記録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
審 議 の 内 容	（１）議会ＢＣＰ（安否確認方法）について （合川委員長） 前回から変わった点について事務局から説明をお願いします。 （事務局） ・４ページ（１）構成員（３）意思決定順位の箇所です。 （丸山委員） ・通常の構成員に福祉産業委員長も含めるのはいかがか。 （野原副委員長） ・５名を委員長だけにするのはいかがか。 （田島委員） ・議員の役割のうち、（３）町が拾いきれない地域の災害情報・・・の「拾いきれない」の文言はそれでよいか。 （事務局） ・「把握しきれない」ではいかがか。 【決定事項】 ・構成員及び意思決定順位を各委員会の委員長とし、事故ある時は各委員会の副委員長とする。

	・議員の役割（３）を修正する。 （２）議員報酬等の特例に関する条例（期間、割合等）について （合川委員長） ・期間、割合はいかがか。 （福澤委員） ・第５条の第３項のうち、「減額される月（以下「減額月」という。）」に修正してはどうか。また、第６条第１項中「減額された月」を「減額月」に修正するのは。 （事務局） ・第５条第３項について修正する。第６条中の文言は別の意味になるのでそのままとなる。 （田島委員） ・第８条の第１項はこのままでよいか。不起訴になった場合は支給するのでよいか。 （合川委員長） ・そのとおりです。 （丸山委員） ・不起訴に決まるまでの考え方は。 （福澤委員） ・逮捕された時点で差し止めをするでよい。 （塚村委員） ・第９条の「６月」は「６箇月」でよいか。 【決定事項】 ・第５条３項、第９条について修正をする。 （３）議会のライブ配信（時期と方法）について （合川委員長） ・委員の意見を伺います。 （田島委員） ・インターネット配信と１階のロビーでの視聴については。 （事務局） ・経費がかかるが可能である。進修館の中での視聴であれば少し費用が低くなる。費用がかかるので今年度の実施は難しい。 （塚村委員） ・ライブ配信実施のため予算要求はするべきである。言葉や発言内容についての研修会を開催し議員間で情報共有をしたい。 【決定事項】 ・ライブ配信の実施については１０月までに決定をする。 （４）議会の運営に関する基準（説明員の出席要求）について （合川委員長） ・いつから適用されるか。 （事務局）
--	--

	・運営に関する基準は町村議会で策定のものを参考に当町に合うよう追加修正する必要がある。例えば、５３、５４は当町のオリジナルである。一度全員協議会で基準について協議する必要がある。 【決定事項】 ・６ページ５３の文言を修正する。１６ページ「押印」は削除する。次回以降引き続き協議する。 （５）議会ハラスメント根絶条例アンケート結果からの検証について （合川委員長） ・町との窓口、電話対応についてルールとして取り入れていくのか。 （野原副委員長） ・時間を拘束しないようにしたい。電話は顔も見えない、忙しさもわからないので利用は避けるようにしたい。 （小島委員） ・長くても３０分までとしたい。 （丸山委員） ・職員の勤務時間を長く割くのはいけない。 （野原副委員長） ・窓口、電話ともに閉庁時間を守る。 （塚村委員） ・職員が議員への対応時に我慢しているということがアンケート調査結果からわかった。お互い共通認識を持つことが大事である。 （野原副委員長） ・執行部の方に規則としての遂行を依頼して守ってもらいたい。 （小島委員、丸山委員） ・２年たってもハラスメントがなくなる。ハラスメントを繰り返さないようにルール作りをしたい。 【決定事項】 ・意見を参考に内規を作り、次回以降引き続き協議する。 （６）その他 なし
その他必要事項	